



上川路会計通信

税理士法人 上川路会計

本店 下荒田事務所

〒890-0056
鹿兒島市下荒田4-1-9
Tel 099 - 252 - 7070
Fax 099 - 252 - 6400

支店 名山町鹿兒島ビル事務所

〒892-0821
鹿兒島市名山町1-3 鹿兒島ビル4F
Tel 099 - 223 - 3465
Fax 099 - 223 - 4348



第244号



代表
上川路 長生

ごあいさつ

中国遮断

暖冬が続く九州・山口では降雪がなく、佐賀市で5日に観測開始以降最も遅い今季初雪が観測されるという異例の事態が続いています。暖冬は冬物商戦にも影響を与えていて、ガソリンスタンドや家電量販店では暖房器具や灯油が売れず、デパートの防寒衣料も売上が伸びずに苦戦中です。

中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる肺炎は、世界的な感染の広がりをみせています。発生地の武漢の感染拡大が、700人以上が死亡した重症急性呼吸器症候群(SARS)をはるかに上まわる想定外の速さです。人から人への感染が顕著になり、世界保健機関(WHO)はようやく『緊急事態宣言』を出しました。中国政府の隠蔽のために対応が後手後手で、今では『中国遮断』が世界中に広がって感染拡大の阻止に向けて、徹底した水際作戦を展開する構えです。春節終了で人の往来がさらに増えて新型コロナウイルスが持ち込まれる危険性が高まっています。武漢市に在留する日本人を帰国させる方針が決定して、羽田空港に到着した人の中で、無症状にもかかわらずに感染が確認され潜伏期間にも感染することがわかり対応に追われています。9日現在で3万7千人超の感染者と死亡が813人と、終息へのシミュレーションを描くのがむづかしいのです。

日産自動車元会長カルロス・ゴーン被告が箱の中に息を潜めて海外逃亡して1か月、外交ルートで身柄拘束を求める日本政府に対して、自国レバノンに逃れた元会長を連れ戻す術はもはや見当たりません。日本は東洋の野蛮国と、ゴーンが開いた独演会では「日本の刑事司法は公平でなく私は逮捕拘留されるべきではなかった」と日本の司法への批判と身の潔白の主張を繰り返して語りました。裁判で白黒をはっきりつける法治国家という日本の法制度、裁判システム、刑事司法が、海外の注目を集めました。

オーストラリアの森林火災が、昨年9月以来猛威を振るって過去最悪の規模に拡大、首都キャンベラには『非常事態宣言』が出されました。延焼面積は日本の国土の約半分の規模に達し、豪州には独特の進化を遂げた希少動物も多く生態系への影響も懸念されています。シベリア

目次

ごあいさつ “中国遮断”	…1P
税務カレンダー	…2P
2020年2月の経理・税務チェックリスト	…3P
職員コラム~PART2~ 今月の担当: 岩野 崇也	…3P
会計・税務のQ&A!	
“令和元年分 確定申告”	…4-5P
働き方改革のQ&A	…6P
お客様情報 “サンシード” 移動スーパースタート	…7P
KSCセミナーのご案内	…7P
随想 “『コウモリ吉凶』 上川路 美恵野”	…8P

やアラスカの北極地域の針葉樹林、インドネシア、欧州、サハラ砂漠以南のアフリカでも大規模な森林火災が昨年発生しています。異常な高温と乾燥が猛威を振るう原因となっていて、地球規模で負の連鎖を誘発しているのです。

2月になり東京五輪開幕まで半年を切りました。自国開催の晴れ舞台への出場を目指して、有力選手たちはメダルを取るよりも厳しいライバルとの選考レースに挑んでいます。メダルの目標を30個に設定し、各競技団体は独自の地の利を活かす秘策を練っています。そんな最中にバドミントン男子世界王者桃田賢斗選手が交通事故にあい、衝撃がはしりました。骨折が判明して緊急手術となり復帰プランが白紙に戻ってしまいました。新型コロナウイルスによる影響がスポーツ界にも出てきました。中国で予定された大会の中止が相次ぎ、東京五輪を半年後に控えて“中止”されるとの情報が広がりネット上で拡散してしまいました。国際オリンピック委員会は、『中止は検討していない。影響はない』とコメントしました。

大相撲初場所千秋楽の26日、幕尻西前頭17枚目の徳勝龍が初優勝を飾りました。優勝インタビューで「自分なんか優勝していいんでしょうか」と笑いを誘いました。同年齢の大関・豪栄道は大関から陥落が決まり現役を引退しました。「もう33歳ではなく、まだ33歳だと思って頑張ります。」と遅咲きの徳勝龍は宣言していました。

(令和2年2月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！

**個人の
確定申告
開始!**

2020年2月

〈12月決算会社申告書提出〉

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10 	11  建国記念の日	12	13  KSC セミナー	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23  天皇誕生日	24  振替休日	25	26	27	28	29
3/1 	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7

3月2日まで

- ・12月決算法人の確定申告
- ・6月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 3月決算法人 第3四半期分
 - 6月決算法人 第2四半期分
 - 9月決算法人 第1四半期分
- ・3・6・9・12月決算法人の3月ごとの期間短縮にかかる消費税等の確定申告
- ・年税額4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告

2月中の市町村条例で定める日

- ・固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付

2月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

令和元年分所得税の確定申告の相談及び申告書の受付が始まります！準備はお早めに☆

● 申告期間 ● **2月17日（月）～3月16日（月）まで**
（速付申告は2月17日以前でも行うことができます）

2020年3月

〈1月決算会社申告書提出〉

3月31日まで

- ・1月決算法人の確定申告
- ・7月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 4月決算法人 第3四半期分
 - 7月決算法人 第2四半期分
 - 10月決算法人 第1四半期分
- ・1・4・7・10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2ヶ月分）

3月16日まで

- ・個人の青色申告の承認申請
- ・前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- ・個人の申告（道府県民税及び市町村民税・事業税・事業所税）
- ・確定申告税額の延納の届出書の提出
- ・所得税確定損失申告書の提出
- ・国外財産調書の提出

3月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

3月31日まで ・個人事業者の前年分の消費税の確定申告

2月3日～3月16日 ・前年分贈与税の申告

2月17日～3月16日 ・前年分所得税の確定申告

2020年2月の経理・税務チェックリスト



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

確定申告の受付開始

令和元年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は、2月17日～3月16日までです。早めに準備し、提出するようにしましょう(4、5ページ参照)

3月決算法人の決算準備

3月決算法人は、今月中に決算の仮締めを行い、経営トップの意向を事前に確認しながら、今期の決算政策について十分に検討しましょう。他部署での必要な作業がある場合には、決算期日までの日程表を作成して作業のチェック表などと一緒に配付するなど、必要な手続きや作業を明確化しておくことで決算業務がスムーズに進められます。

年度末にかけての資金繰りの確認

年度末にかけての資金繰りの見直しを行いましょ。取引先の貸付金や売掛金、立替金などの仮勘定の精算も資金繰りの見直しと一緒に整理して確認し、資金不足が予想される場合には、早めの対応が必要です。

国民年金保険料の「2年前納」の手続き

2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」は、6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きくなります。申込期限は、毎年2月末日なので、希望される方は手続きをしましょう。

4月昇給の場合の資料収集等の準備

4月昇給の事業者は、昇給の情報収集や人事評価等を行います。世間の昇給に関する情報を収集しつつ、部門、個別評価や配分の検討を行う等、昇給の準備を始めましょう。

同一労働・同一賃金に関する取組み

同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止等を規定した「パートタイム・有期雇用労働法」が4月1日より改正、施行されますので法改正への対応の取組みを進めましょう(中小企業は、2021年4月1日より適用)

職員コラム

～PART2～

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつおすすめのスポットや憧れの場所などを紹介していきます。お出かけの際の参考にいただければ幸いです☆

おすすめスポット (あこがれの場所・行きたいところ) ： 北海道のスキーリゾート

毎年、冬になると、以前友人と行ったスキー場のことを思い出します。はじめのうちはおっかなびっくりで、少し進んでからは転んでの連続ですが、そのうちコツを覚えて滑れるようになるととても楽しくなり、爽快な気分を味わうことができました。そして、いつかは北海道のスキー場で滑ってみたいねなどと話していましたが、いまだ実現しておりませんので、いつかは北海道のスキー場で滑ってみたいと思っています。



澄んだ空気の中で北海道の雄大な自然を眺めながら、ふかふかのパウダースノーを滑る気分は、格別なものがあると思います。

今月の担当：社会保険労務士 岩野 崇也



スキーやスノーボードだけではなく、スノーモービルやスノーバイク、さらには、自然ガイドと短いスキー板のようなもので巡る自然散策を楽しむこともできるようです。

スキー場と宿泊施設や温泉、レストラン、遊園地などが併設したスキーリゾートもあるので、冬の北海道を存分に満喫できるのではないのでしょうか。



かまくらバー



テーマ

『令和元年分確定申告』

今年も確定申告の時期がやってきました。今回は、軽減税率が適用されてから初めての確定申告となりますので、個人事業者の消費税を中心に、確定申告における留意事項をみていきたいと思います。

令和元年分確定申告に係る納期限・振替日

	申告及び納期限	振替日
所得税等	令和2年3月16日（月）	令和2年4月21日（火）
個人事業者の消費税	令和2年3月31日（火）	令和2年4月23日（木）
贈与税	令和2年3月16日（月）	—

確定申告のご準備はお早めに！



※ 納期限までに納付ができない場合は、延滞税がかかります。振替納税をご利用の方は事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。

令和元年分の所得税から適用される主な改正事項

住宅借入金等特別控除の充実について

住宅の取得等又は住宅の増改築等が特別特定取得に該当し、その住宅を令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、一定の要件を満たすときは、これまで10年間であった住宅ローン控除を3年間延長して13年間適用できる等の改正が行われました。

※ その他の改正事項については国税庁ホームページをご覧ください。



申告書等の添付書類について

平成31年4月1日以降に提出する確定申告書及び修正申告書について、以下の書類添付又は表示が不要となりました。

- ・ 給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票
- ・ オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・ 上場株式配当等の支払通知書
- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 未成年者口座年間取引報告書
- ・ 特定割引債の償還金の支払通知書
- ・ 「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」の適用を受ける場合の相続税額及びその相続税に係る課税価格の資産ごとの明細を記載した書類

※ 但し、申告書等には源泉徴収票等の内容を記載する必要があります。税務署等で申告書等を作成する場合には、忘れずにお持ちください。

●住宅ローン控除の誤り ●ふるさと納税の申告漏れ ●予定納税額の記載漏れ ●添付書類の提出漏れ等にお気をつけください。





個人事業者の消費税申告書作成のための準備

軽減税率の導入により、区分経理が必要になりました。
申告書を作成するための流れを紹介していきます。



①勘定科目ごと、税率ごとに集計をします

売 上				仕 入			
2020年 月 日	摘要	借方	貸方	2020年 月 日	摘要	借方	貸方
	年間計		2,000,000		年間計	1,500,000	
	うち8%対象 (旧税率)		1,000,000		うち8%対象 (旧税率)	800,000	
	うち8%対象 (軽減)		400,000		うち8%対象 (軽減)	200,000	
	うち10%対象		600,000		うち10%対象	500,000	
	うち免税		0		うち免税	0	
	うち非課税		0		うち非課税	0	
	うち不課税		0		うち不課税	0	

- ・旧税率 8%
 - ・軽減 8%
 - ・10%
 - ・免税取引
 - ・非課税取引
 - ・不課税取引
- このように分けて
合計額を出します。

※ 同じ8%でも、旧税率と軽減税率とでは、消費税率と地方消費税率の割合が異なるため、
区分する必要があります。

②決算書類（青色申告決算書又は収支内訳書など）を従来通りに作成します

③課税取引金額計算表を作成します

課 税 取 引 金 額 計 算 表

(令和 年分)		決 算 額 A	Aのうち課税 取引にならないもの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	R1.9.30以前(※2)		R1.10.1以後(※2)	
科 目	単 位				うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F	単 位
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	円	円	円	円	円	円	
売上原価								
期首商品棚卸高	②							
仕入金額	③							
小計	④							
期末商品棚卸高	⑤							
差引原価	⑥							
差引金額	⑦							
租税公課	⑧							
荷造運賃	⑨							
水道光熱費	⑩							
雑費	⑪							
計	⑫							
差引金額	⑬							
⑬+⑭	⑭							

税率ごとの課税売上
の合計金額を記入

税率ごとの課税仕入れ
の合計金額を記入

※1 B欄には、非課税取引、輸取出引等、不課税取引を記入します。
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に
記入します。
※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

④課税取引金額計算表を基に、申告書・付表へ転記して完成です

～ ご不明な点は、気軽に担当者にご相談ください。 ～



働き方改革のQ&A ～年次有給休暇の5日取得義務～



働き方改革関連の法律の施行が開始されて、間もなく1年を迎えようとしています。そこで、働き方改革関連の法律の改正事項についてテーマごとに改めて確認していきましょう。今回のテーマは、「年次有給休暇の5日取得義務」についてです。

Q. 改正の趣旨は？

年次有給休暇は、本来、働く方の心身のリフレッシュを図る事を目的として労働者が請求する時季に付与することとされていますが、同僚への気兼ねなどから取得率が低い状況にあります。

そこで、年10日以上[※]の年次有給休暇が付与される労働者で自身で年次有給休暇を取得しない方に対しては、年5日について使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。

Q. いつからいつまでに5日以上取得させないといけない？

年次有給休暇の年5日取得の義務化は、2019年4月1日からですが、2019年4月1日以降に新たに発生した年次有給休暇について、その後1年以内に5日以上取得させる必要があります。

例えば、2019年10月1日に新たに10日以上付与された方に対しては、2020年9月30日までに5日以上取得させなければなりません。

Q. 従業員全員に5日以上取得させないといけない？

新たに10日以上付与されたものに対してのみ義務が課されますので、パートの方などで10日以上の付与日数がない方等は、その対象にはなりません。ただし、本人からの申し出があれば、原則本人の希望する日に年次有給休暇を取得させなければなりません。

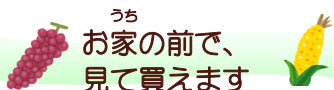
Q. 罰則は？

違反条項	違反内容	罰則規定	罰則内容
労働基準法第39条第7項	年5日の年次有給休暇を取得させなかった場合(※)	労働基準法第120条	30万円以下の罰金
労働基準法第89条	使用者による時季指定を行う場合において、就業規則に記載していない場合	労働基準法第120条	30万円以下の罰金
労働基準法第39条(第7項除く)	労働者の請求する時季に所定の年次有給休暇を与えなかった場合(※)	労働基準法第119条	6か月以下の懲役または30万円以下の罰金

※「罰則による違反は、対象となる労働者1人につき1罪として取り扱われますが、労働基準監督署の監督指導においては、原則としてその是正に向けて丁寧な指導し、改善を図っていただくこととしています。」(「厚生労働省 年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説」より)

その他の注意点等

- ◆ 半日単位の年次有給休暇は、5日取得義務にカウントできますが、時間単位の年次有給休暇は、カウントできません。
- ◆ 新しく付与されたものでなく前年度から繰り越された年次有給休暇も5日取得義務にカウントできます。
- ◆ 労働者ごとに年次有給管理簿(基準日(年休が付与された日)、取得した日付、基準日以降の取得日数を記載したもの)を作成し、3年間保管しなければなりません。



うち
お家の前で、
見て買えます

株式会社 うしじまストアー

移動スーパー とくし丸



お刺身、寿司、惣菜、お肉、野菜・果物、パン・お菓子、日用品…軽トラにたっぷり
300品目！見て買えて、注文もできる…とっても便利な移動スーパーです！

■どこで買えるの？	あなたの、自宅の前でお買い物ができます。「とくし丸」は、お客さん1軒1軒を回って販売をしています。「うちにも来て欲しい」と思ったら、いつでも気軽にお電話ください。
■いつ買えるの？	基本的には、毎週2回、決まったコースを巡回しています。時間は、何度かおじゃまする内に自然と決まってくるようになります。
■値段はどうなの？	基本的には「+10円ルール」を採用しています。これは、商品1点につきプラス10円させていただくというものです。

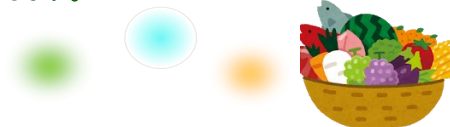
西之表市のうしじまストアーは令和2年2月、西之表市で初めてとなる販売車を使った移動スーパー事業を開始します。

令和元年12月25日、高齢者や障害者を見守る連携協定を西之表市と結び、自宅の軒先まで商品を届ける事業特性を生かし高齢者らの安否確認に努めていきます。

西之表市の高齢者だけの世帯は3280世帯に達しており、需要調査で買い物に困っている人がかなり多いことが分かってきました。困っている方たちのお役に立てていけたらと思っております。



この車が移動スーパー「とくし丸」です。
「とくし丸」はサンシードの商品をお届けします。



お問い合わせ先

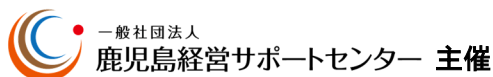
サンシード

TEL 0997-23-4111

〒891-3115

鹿児島県西之表市天神町3-12

サンシードでは、本店3Fのテナントを募集しています。ご興味のある方は是非お問い合わせください。



一般社団法人
鹿児島経営サポートセンター 主催

相手に好印象を与える
接客の極意をお教え致します

接遇セミナーのご案内



講師：(株)HALビジネス 代表取締役 **春田 尚子 先生**

講師プロフィール

(株)HALビジネス 代表取締役
国家資格キャリアコンサルタント・JAF（一社）日本自動車連盟社員
フリーランスアナウンサー・（一財）公務研修協議会接遇研修指導者

セミナー内容

働き方・身だしなみ・挨拶
言葉遣い（発声・話し方・正しい日本語）など



開催概要

- 日 時 **令和2年3月26日（木）10：00～16：30**
※12：00～13：00は、お昼休憩をお取り致します。
- 会 場 **県民交流センター小研修室 第2（東棟3F）**
鹿児島市山下町14-50 TEL 099-221-6600
- 会 費 5,000円／人（昼食代を含みます）※当日受付にてお支払ください。
- お申込方法 当事務所通信同封の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXしてください。
参加申込書は、ホームページからもダウンロード可能です。

随想『コウモリ吉函』 上川路美恵野



この冬は一体いつ寒くなるのかな、と思っているうちに立春を迎えてしまいました。今年の節分は、オニ（病魔）が悪さをしないようにと祈りを込めてことさらに丁寧に豆をまきました。

どこか対岸の火事のように感じていた中国発生の新型コロナウイルスの足音が身近に迫っているようで不安がつのります。闇雲に恐れず冷静に手洗い、うがいなどの通常の予防措置をとるように努めたいとおもっているところです。

さて、新型コロナウイルスの感染源として諸説あるようですが、コウモリではないかともいわれています。

コウモリは人と同じほ乳類であることから、人にも他の動物にも共通の感染症を起こすウイルスなどを保有する可能性があるそうです。狂犬病やエボラ出血熱などのウイルスを保有している場合もあるのだとか。夏の夕方に薄闇の中をひらひらと飛び回っているのを風物詩のように眺めていましたが、なかなか恐ろしいものだったのですね。だからこそ西洋で吸血鬼のお供のような不吉なイメージもついたのでかもしれません。

しかし、中国では元々コウモリは縁起の良い動物であるといわれていました。

鹿児島市の仙巖園にある御殿内の釘隠し（柱に取り付けられた釘を隠すための飾り）には様々な意匠のものがあ中にコウモリの姿のものもあります。

なぜコウモリかという漢字で「蝙蝠」と書きますが、この漢字が、中国語で福が寄ってくると言う意味を持つ「偏福」と発音がよく似ているため、蝙蝠は福を呼ぶ動物、となったそうです。

中国の縁起物などで確かにコウモリを象ったものをみかけますが、今回の新型コロナウイルスの元凶と確定してしまったら「福」ならぬ「災」を呼んでしまった格好で、幸運のシンボルが形無しで皮肉なものです。

病のもとには目に見えないだけに余計に不安を感じますし、古来より人類は病魔を恐れそれを克服する戦いを続けてきました。今回もその歴史の中の一幕なのかな、とおもっていたのですが、2月6日付朝日新聞に福岡伸一氏のコラム『新型の病という報復』を読んでまた、別の見方を知りました。

『病気の名前に“新型”が冠された時は少し引いたより広い視点が必要ではないか』と投げかけ、脳がスポンジ状に侵されてしまう新型ヤコブ病の事例を説明しています。これの背景が人為的な食物連鎖の組み換えがあったことに触れ『新型の病気のアウトブレイクは人間の愚かな浅知恵に対する自然の報復作用であるかもしれないのだ』と結んでいます。

まずは感染拡大防止、終息への対策が急がれますが、落ち着いたのち今回の経緯を分析し過ちがあれば繰り返さないことが大切なのでしょう。

皆様お大事にお過ごしください。



食べ飽きて豆もてあます節分夜

美恵野



編集後記

新しい年を迎えてあっという間に2月になりました。例年より暖かな日が続いたり、そうかと思えば急に寒くなったりと寒暖の差が激しいですが、インフルエンザも流行っていますので手洗いうがいをしっかりと心がけて、体調管理には気を付けたいものですね。早くも確定申告の時期がやってきました。必要な書類は早めに揃えて準備しておきましょう☆

連絡先：税理士法人 上川路会計

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400

E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集委員 上川路美恵野 関 伊集院 福留 東崎 安藤 常山 堀ノ内 鶴田

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

